

(写)

学 通 第 1 号  
令和6年7月19日

福岡市教育委員会 様

福岡市立学校通学区域審議会  
会 長 高妻 紳二郎



### 通学区域の一部変更について（答申）

令和6年7月17日付、教学計第61号で諮問を受けた標記の件については、下記のとおり結論を得たので答申する。

#### 記

本審議会は、通学区域の基本方針を踏まえ、諮問事項について、学校や関係地域の実情等を勘案し、慎重に審議した結果、次のとおり通学区域の一部変更を行うことが適当であるとの結論を得たものである。

#### 1 千早小学校及び千早西小学校の通学区域の一部変更について

##### （1）変更内容

千早小学校の通学区域のうち、千早三丁目1番及び2番並びに千早四丁目1番から15番までを千早西小学校の通学区域に変更する。

##### （2）実施時期等

令和7年4月1日から実施する。

ただし、令和6年度末の時点で千早小学校に在籍する1年生から5年生までの児童については、卒業まで千早小学校に通学できるものとする。